

福井県報

第 122 号
令和 2 年
12月1日(火)
火曜日発行

目次

(※は、県例規集登載事項)

- 告示
- 有害な興行の指定(四〇一・県民安全課)……………一
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(四〇二・長寿福祉課)……………一
- 保安林の指定の予定(四〇三・森づくり課)……………二
- 保安林の指定の解除(四〇四・同)……………二
- 令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき皆伐面積の
限度の公表(四〇五・同)……………二
- 道路の区域の変更(四〇六・道路保全課)……………三
- 都市計画の変更および関係図書の縦覧(四〇七・都市計画課)……………三
- 訓令
- ※福井県工事検査規程の一部を改正する訓令(一九・工事検査課)……………四
- 公告
- 公共測量の実施(三件・土木管理課)……………五
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(七五)……………五
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(七六)……………五

告示

福井県告示401号
福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年12月11日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和2年11月20日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	セクシーヘルパー 老いらくの欲情	深町組 (新東宝映画)
映画	聖なる犯罪者(原題) CORPUS CHRISTI	ハーク (ポニーランド)

福井県告示第402号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年12月1日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
レッツ訪問介護ステーション
- 事業所の所在地
福井県越前市横根町12-4-1
- 事業者の名称
株式会社ライフモア
- 指定年月日
令和2年11月11日
- サービスの種類
訪問介護
- 介護保険事業所番号
1870301015

福井県告示第403号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月1日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所
三方郡美浜町竹波97号石刈1の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

竹波97号石刈1の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月1日

福井県知事 杉本 達治

1 解除保安林の所在場所

三方上中郡若狭町河内53号明神6の2（国有林）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

ダム用地とするため

福井県告示第405号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度（第4次分）を次のとおり公表する。

令和2年12月1日

福井県知事 杉本 達治

森林計画区	単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位：ha)	
越前大野地区	坂井地区	水源かん養保安林	798.67	
		土砂流出防備保安林	11.04	
	福井地区	干害防備保安林	0.92	
		保健保安林	53.60	
	小計		864.23	
			554.28	
	小計		22.54	
			0.92	
	小計		85.29	
			663.03	
小計		2,860.09		
		177.90		
小計		162.74		
		5.64		
小計		3,206.37		
		584.44		
小計		24.22		
		2.02		
小計		26.80		
		637.48		
小計		1,093.45		
		11.20		
小計		1.68		
		3.38		
小計		1,109.71		
		2,105.82		
小計		29.34		
		17.69		
小計		93.85		
		2,246.70		

合計

8,727.52

敦賀市若泉町、中の各一部
縦覧場所
3 敦賀市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

福井県告示第406号

一般県道中小屋武生線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和2年12月1日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月1日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般県道	中小屋武生線	新	南条郡南越前町阿久和61字南大塚24番1地先から 南条郡南越前町阿久和61字南大塚29番3地先まで	7.0 ～ 8.4	81.2
		旧	南条郡南越前町阿久和61字南大塚24番1地先から 南条郡南越前町阿久和61字南大塚29番3地先まで	6.1 ～ 7.0	81.2

福井県告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年12月1日

福井県知事 杉本 達治

- 都市計画の種類
敦賀都市計画道路 3・5・29号
敦賀駅東線
- 都市計画を定める土地の区域
3・5・29号 敦賀駅東線に係る土地
追加する部分

訓 令

福井県訓令第 19号

庁中一般
各出先機関

福井県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2年 12月 1日

福井県知事 杉本 達治

福井県工事検査規程の一部を改正する訓令

福井県工事検査規程 (昭和 40年福井県訓令第 19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>県直営工事への準用</u>)</p> <p>第 13条 県の直営工事の検査については、別に定めるもののほかこの訓令の規定を準用する。</p>	<p>(<u>県直営工事等への準用</u>)</p> <p>第 13条 県の直営工事、<u>国庫負担もしくは国庫補助もしくは県費負担もしくは県費補助に係る工事または貸付けに係る工事</u>の検査については、別に定めるもののほかこの訓令の規定を準用する。</p>

附 則

この訓令は、令和 2年 12月 1日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和2年11月11日に福井市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和2年12月1日
福井県知事 杉本 達治
- 測量計画機関の名称
福井市
 - 作業の種類
公共測量（基準点測量）
 - 作業の期間
令和2年10月28日から令和3年1月29日まで
 - 作業の地域
福井市西河原町、折立町 地係

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和2年11月17日に勝山市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和2年12月1日
福井県知事 杉本 達治
- 測量計画機関の名称
勝山市
 - 作業の種類
公共測量（数値地形図データ作成）
 - 作業の期間
令和2年11月30日から令和3年2月28日まで
 - 作業の地域
勝山市一円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和2年11月17日に美浜町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和2年12月1日
福井県知事 杉本 達治
- 測量計画機関の名称
美浜町
 - 作業の種類
公共測量（道路台帳図データ）
 - 作業の期間
令和2年11月17日から令和3年2月26日まで
 - 作業の地域
美浜町全域

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

（政党の支部）

（1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和2年10月30日	立憲民主党福井県総支部連合会	齋木 武志	山口 健太郎	福井市大手2-15-6

福井県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧

令和2年 7月26日	福井県社会保険労 務士政治連盟	金井 茂夫	会計責任者	中村 美智子	嶋田 薫
令和2年 9月11日	電機連合福井政治 活動委員会	山田 佐智生	代表者	山田 佐智生	山崎 紀和
令和2年 10月30日	立憲民主党福井県 第1区総支部	野田 富久	主たる事務 所の所在地	福井市大手2-15- 6	福井市春山 1-9-3 1
令和2年 11月5日	福井県立憲推進協 会	野田 哲生	主たる事務 所の所在地	福井市大手2-15- 6	福井市春山 1-9-3 1

令和二年十二月一日発行

行

発行人

千九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県